

スポスル補償のご案内

スポスル補償は様々なスクール（教室）およびイベント参加における様々なリスクに備える制度です。本制度は傷害補償と賠償金補償制度の2つで構成されます。補償制度は、スクール（教室）およびイベント参加中に参加者がケガをしてしまった場合、および特定疾病になってしまった場合に、保障規定に基づいて見舞金をお支払い致します。

賠償金補償制度は、スクール（教室）およびイベント参加者が第三者への法律上の賠償責任を負った場合の補償金を補償するものです。

傷害補償制度とは

補償内容

スクール（教室）およびイベントに参加される皆様が、教室に参加中または実施施設までの往復途中で急激で偶発的な外来のケガ（天災時含む）または、特定疾病を被られた場合、保障規定に基づいて見舞金をお支払いいたします。

なお、本制度は株式会社スポスル（スポスルアプリ提供会社）を契約者とする補償により運営しております。

（引受補償会社：一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワーク）。

※特定疾病とは、次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病、熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症

（注）ただし、本保証制度の対象となった日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患はお支払いの対象外となります。

想定事故例

- ・会員がスクール（教室）に参加中、転んでケガをしてしまった。
- ・会員がスクール（教室）に参加中、炎天下だったため熱中症で倒れてしまった。
- ・会員が自転車に乗ってスクール（教室）に来る途中、交通事故に遭いケガをしてしまった。

見舞金の金額

見舞金の種類	見舞金額	見舞金をお支払いする場合
災害死亡見舞金・疾病死亡見舞金	1,000万円	事故の日からその日を含めて180日以内の死亡 ※シニアは200万
後遺障害見舞金・疾病後遺障見舞金	最高1,000万円	事故の日からその日を含めて180日以内の後遺障害 ※シニアは最高200万
入院日額	4,000円	事故の日からその日を含めて180日以内の入院、最長60日まで
通院日額	1,500円	事故の日からその日を含めて180日以内の通院、最長10日まで ※シニア最長7日

賠償責任補償とは

補償内容

スクール（教室）やイベントに参加された方が、その活動に関連して第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、補償金をお支払いする制度です。ただし、会員ご本人や団体関係者、団体が所持している物品、または団体が管理している施設等の破損については補償の対象外となります。

万が一、下記のような事故を起こしてしまった場合には、速やかにご連絡ください。

なお、本制度は株式会社スボスル（スボスルアプリ提供会社）を契約者・被補償者とし、一般社団法人ジュニアスポーツライフネットワークを引受補償会社として運営しております。

想定事

・会員がスクール（教室）に参加中、ボールが道路に出てしまい駐車してあった第三者の車に傷をつけてしまった。

補償内容	支払い限度額
賠償（対人）	1人1億円 1事故5億円
訴訟事故	団体に対して補償適用

見舞金をお支払いする場合		見舞金をお支払いできない場合	
傷 害 補 償	対象となる傷害	下記の場合において、スクール（教室）およびイベント参加中に偶然発生した会員のケガまたは特定疾患（注2）（「補償適用の原因（注3）」といいます。）に対して、見舞金をお支払いいたします。	下記のいずれかによって発生した損害に対しては補償金をお支払いしません。 ①会員の故意・重過失 ②会員の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ③会員の麻薬・アヘン・大麻・覚醒剤・シンナー等の使用 ④会員の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ⑤戦争・暴動など ⑥行事開催日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係にある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患（継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く） ⑦野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグッド病、椎間板ヘルニア、靴擦れ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ⑧成長痛、加齢に伴う物（成形性膝関節症、変形性腰椎症など） ⑨むち打ち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
	災害死亡見舞金 疾病死亡見舞金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の生じた日から、その日を含めて180日以内に死亡した場合。	
	後遺障害見舞金 疾病障害見舞金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、①ケガをした日からその日を含めて180日以内に会員に後遺障害が生じた場合、または②特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合（100%）は、後遺障害の程度に応じて決定します。	
	入院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。	
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、10日を限度とします。	
賠償補償	スクール（教室）の運営管理や活動に起因して、第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、被補償者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、補償会社から下記補償金が支払われる制度です。 ①緊急措置費用 ②損害賠償金 ③損害防止・軽減費用 ④協力費用 ⑤求償権保全・行使費用 ⑥訴訟費用	故意/戦争、変乱、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任/地震・噴火・洪水津波に起因する賠償責任/被補償者の所有・使用・管理する財物の損害に対する賠償責任/給配水管・冷暖房装置からの蒸気、水の漏出・いっ出による財物の損害に起因する賠償責任/屋根・窓・扉等から入った雨、雪等による財物の損害に起因する賠償責任/自動車または施設外における車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任 会員ご本人や団体関係者、団体が所持している物品、または団体が管理している施設等の破損については補償の対象外となります。	
【用語の説明】			
(注1) 被補償者 団体が主催するスクール教室およびイベント参加 (注2) 特定疾病 「急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患」「くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患」「気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患」「細菌性食中毒」「日射病・熱射病等の熱中症」「低体温症」「脱水症」をいいます。		(注3) 補償適用の原因 会員が被った次のケガまたは特定疾病 ①団体が主催するスクール行事参加中のケガまたは特定疾病 ②上記①の行事参加のための往復途上のケガまたは特定疾病（ただし、行事参加を目的として居住を出発する前に、参加が決定している方に限ります。）	